

大切なお知らせ

令和2年5月20日

ご利用者・ご家族各位

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として発令された全国緊急事態宣言は、5月14日をもって本県を含む38県が解除となりましたが、医療機関や福祉施設でのクラスター発生が続いております。今後、人の移動により流行の第二波、第三波の到来と長期化が確実視されています。当法人においては、今後も感染者ゼロへの取り組みを継続致します。ご利用者、ご家族におかれましても以下の項目について引き続きご協力をお願い致します。

① ご利用者・同居ご家族がサービス利用前の体温測定を行ない

発熱や、せきなどの体調不良がみられる場合

⇒ **「ご利用の見合わせ」**

(状況により、かかりつけ医等へご相談の必要あり)

② **海外・県外**に出かけられたご利用者・同居ご家族や、海外・県外からの

ご家族・ご友人との接触があった場合

⇒ **「1～2週間程度のご利用の見合わせ」**

緊急事態宣言が解除され、他県にお住いのご家族が帰省を予定されることもあると思いますが、感染拡大防止のため、もうしばらくは県をまたいでの移動は控えて頂くようご理解・ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人 優輝会

恵珠苑 指定通所介護事業所

生活相談員 川原 正明

電話:095-828-1332